

## 府議付議事案書

開催・令和2年3月25日

所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦	
件名	令和2年度東大和市防犯協会補助金交付要綱外3件について			
関係事項	条例規則	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	部課機関			
<p><b>1. 要旨</b>          総務部防災安全課所管の単年度要綱について、平成31年度要綱であるものを、以下のとおり令和2年度単年度要綱として制定するものである。</p> <p>(1) 制定する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和2年度東大和市防犯協会補助金交付要綱</li> <li>② 令和2年度東大和地区防犯協会補助金交付要綱</li> <li>③ 令和2年度東大和市自主防犯活動団体に対する防犯用品等支給要綱</li> <li>④ 令和2年度東大和市自主防災組織等自動体外式除細動器の貸与に関する要綱</li> </ul> <p>※ ①～③の要綱について、内容の変更はなく「年度」を改めるものである。</p> <p>※ ④の要綱について、貸与期間を1年間からレンタル期間の満了月までの9か月間に変更するものである。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 補助金の交付及び防犯用品等の支給について、公正な運用に資することができる。</p> <p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>4. 主管部処理案(検討結果等) 府議付議後、市長決裁を経て本要綱を制定したい。</p> <p>5. 審議結果</p>				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。